

新司法試験短答過去問集(商法)  
誤植訂正表

2012年3月14日  
第1版  
スクール東京

ページ	該当箇所		変更前	変更後
	問題番号	場所		
36	プレ54	肢4の条文	299条1項	299条1項 <b>かっこ書</b>
74	21-41	肢エの解説の2行目～	「…とする旨を定款に定めなければならない。」	「…とする旨を、 <b>取締役会の決議によって</b> 定めなければならない。」
106	プレ40	肢ウの解説2行目	法定又は定款に定められた取締役の員数を欠く場合であって、	<b>取締役が欠けた場合、又は法律もしくは定款で定めた</b> 取締役の員数を欠く場合であって、
130	21-45	肢1の解説3行目	監査役は	<b>会計監査人</b> は
130	21-45	肢1の条文	民法651条	民法651条 <b>1項</b>
142	21-49	肢2の解説 (右記述をを、第2段落として追記する。)		<b>もっとも、いつまでも取締役解任の訴えを提起できるとするのは、取締役の地位や会社運営を不安定なものにする。そして、株主総会が行われれば解任決議が否決されたか効力を生じないかは明かとなり、訴えを提起することは可能となる。よって、株主総会の日から30日以内という、提訴期間の制限が会社法上、設けられている。</b>
172	22-46	肢4の解説	計算書類の定時株主総会での承認や、事業報告の内容についての定時株主総会への報告が省略できるためには、～	<b>計算書類の定時株主総会での承認が省略できるためには、～</b>
172	22-46	肢4の条文	439条、会社法施行規則116条5号、会計計算規則135条2号・3号	439条、会社法施行規則116条5号、 <b>会社計算規則126条1項2号イ、会社計算規則135条2号・3号</b>
184	21-46	肢1の条文	会社法576条1項	会社法576条 <b>3項</b>
200	19-47	肢5の解説	～、株主の保護は同条2項による、	<b>～、株主の保護は、784条2項各号や796条2項各号の吸収合併等をやめることの請求権によって、なされる。</b>
204	23-49	肢オの解説	しかし、新設分割において親株式を承継することは、包括承継の一環であるため、親株式の取得を個別に拒絶できずやむを得ない場合といえ、相当の期間にその親会社株式を処分することを条件に、例外的に許容している。	しかし、新設分割において <b>親会社の株式</b> を承継することは、包括承継の一環であるため、 <b>親会社の株式</b> の取得を個別に拒絶できずやむを得ない場合といえ、相当の期間にその <b>親会社の株式</b> を処分することを条件に、例外的に許容している。